

## 平成18年度 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため、つくばみらい市情報公開条例に基づく情報公開制度を実施しています。同時に、基本的人権を守るため、市が保有している個人情報を保護するとともに、自己の個人情報を開示することを保障するつくばみらい市個人情報保護条例も制定しています。

この2つの条例の運用について、平成18年度の実施状況を公表します。

### ○情報公開制度

#### ◆決定状況

つくばみらい市情報公開条例に基づく、公開請求に関する決定状況は下表のとおりです。

公開請求件数17件のうち、公開・部分公開を決定したものが16件、非公開が1件という状況でした。

公開請求の処理結果	公開	部分公開	非公開	合計
件数	11	5	1	17

#### ◆請求先の内訳

公開請求先は次のとおりです。

17件すべてが市長部局あてで、秘書広聴課1件、総務課7件、財政課2件、市民窓口課1件、社会福祉課1件、都市計画課1件、建設課4件という状況でした。

### ○個人情報保護制度

18年度における個人情報の開示請求はありませんでした。

#### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎総務課

☎ 58-2111 (内線1214)

細海神廣岡鴻福倉野富飯  
田老立瀬田巢嶋持田山島  
忠弘精伊早克悦正和善  
夫之満生苗良典男夫善  
議員 議員 議員 議員 議員 議員 議員 議員 議員 市長



### 市との請負契約は辞退します！

政治倫理条例では、市長、副市長、教育長及び市議会議員本人やその配偶者、一親等又は同居の親族が経営する企業について、市が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約の辞退届を提出するように定められています。辞退届を提出した者は次のとおりです。

平成19年6月30日で、現在使用している医療福祉費受給者証が使用できなくなり  
ます。  
平成19年7月からの医療福祉費受給者証は、6月下旬に郵送  
します。  
※ただし、19年度の所得がわからない方や、19年度未申告の方については、所得  
の確認がとれないと医療福祉費受給者証を発行できません。所得の確認がとれない  
方には、その旨の通知文を郵送します。マル福担当者が所得を確認次第、医療福祉  
費受給者証をお送りします。

#### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課

☎ 58-2111

(内線1184、1187)